

令和2年3月23日

山口県教育委員会会議議案

山 口 県 教 育 委 員 会



議案

番号	件 名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
2	山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
3	山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
4	山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
5	山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教職員課
6	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課 特別支援教育推進室

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和元年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和2年(2020年)3月23日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所 属 名	職名	氏 名	勤務年数	備 考
山口県立宇部工業高等学校	事務長	村田 知之	34年	令和2年3月11日 死亡退職
山口県立華陵高等学校	教頭	倉富 浩	35年	令和2年3月15日 死亡退職

議案第2号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会行政組織規則（昭和45年山口県教育委員会規則第10号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和2年（2020年）3月23日

山口県教育委員会

める。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

域連携教推進室

- 一 地域連携教育の推進に関すること。
- 二 社会教育委員に関すること。
- 三 公民館その他の社会教育施設の設置及び運営についての指導及び助言に関すること。
- 四 家庭教育に関すること。
- 五 P・T・Aに関すること。

やまぐち教育先導研究室	第六十一条の表企画室の項中「企画室」を「やまぐち教育先導研究室」に改める。
<ol style="list-style-type: none"><li>一 最先端の教育に関する調査研究に関すること。</li><li>二 最先端の教育に関する情報の収集及び提供に関すること。</li><li>三 総合教育支援センターの業務の総合企画及び調整に関すること。</li></ol>	

第六十三条第一項中「課長を」の下に「、室に室長及び室次長を」を加え、同条第二項中「及び」を「に主幹又は主査を、」に改める。

第七十三条第一号の表山口県教科用図書選定審議会の項中「第九条」を「第八条」に改

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表義務教育課の項中「やまぐち型地域連携教育推進班」を削り、同表社会教育・文化財課の項中「青少年教育班 家庭・地域教育班」を「青少年教育班」に改め、同項の次に次のように加える。

地域連携教育 推進室
---------------

第十二条の表義務教育課の項中第九号を削り、同表社会教育・文化財課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号から第十七号までを四号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

改 正 案

の採択に関する事務について県教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項及び県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項についての調査審議並びに教育委員会に対する建議に関する事務

現 行

の採択に関する事務について県教育委員会の行う採択基準の作成、選舉に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項及び県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項についての調査審議並びに教育委員会に対する建議に関する事務

改 正 案

現 行

(役付職員)

第六十三条 総合教育支援センターに所長及び次長を、課に課長を、室に室長及び室次長を、部に部長を置く。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、総合教育支援センターの課に主査又は主任を、室に室幹又は主査を、部に主査を置くことができる。

(略)

第五章 附属機関

(附属機関)

第七十三条 法律又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称及び担任する事務並びにその庶務をつかさどる課及び室は、次のとおりである。

一 法律の規定により設置されたもの

名称	担任する事務	庶務をつかさどる課
山口県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)第八条の規定による市町(市町の組合を含む。)の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書	
会	義務教育課	

(役付職員)

第六十三条 総合教育支援センターに所長及び次長を、課に課長を、部に部長を置く。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、総合教育支援センターの課に主査又は主任を、室及び部に主査を置くことができる。

(略)

第五章 附属機関

(附属機関)

第七十三条 法律又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称及び担任する事務並びにその庶務をつかさどる課及び室は、次のとおりである。

一 法律の規定により設置されたもの

名 称	担 任 す る 事 务	庶務をつかさどる課
山口県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)第九条の規定による市町(市町の組合を含む。)の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書	義務教育課
会	義務教育課	

改 正 案

第十三条～第六十条 (略)

(分課)

第六十一条 総合教育支援センターに次の表の上欄に掲げる課、室及び部を置き、これらの部にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課・室・部	班
総務課	
やまぐち教育 先導研究室	

教育研修部～ふれあい教育センター (略)

(分掌事務)

第六十二条 課、室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

課・室・部	分掌事務
総務課	一 庶務に関すること。 二 広報に関すること。 三 他の室及び部の所管に属しない事項に関すること。

- 一 最先端の教育に関する調査研究に関すること。
- 二 最先端の教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 三 総合教育支援センターの業務の総合企画及び調整に関すること。

やまぐち教育 先導研究室	

(略)

現 行

第十三条～第六十条 (略)

(分課)

第六十一条 総合教育支援センターに次の表の上欄に掲げる課、室及び部を置き、これらの部にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課・室・部	班
総務課	
企画室	

教育研修部～ふれあい教育センター (略)

(分掌事務)

第六十二条 課、室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

課・室・部	分掌事務
総務課	一 庶務に関すること。 二 広報に関すること。 三 他の室及び部の所管に属しない事項に関すること。

- 一 最先端の教育に関する調査研究に関すること。
- 二 最先端の教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 三 総合教育支援センターの業務の総合企画及び調整に関すること。

総合教育支援センターの業務の総合企画及び調整に関すること。	

(略)

改 正 案

(略)

室進推育教携連域地	課財化文・育教会社
<p>五 P・T・Aに関する」と。</p> <p>四 家庭教育に関する」と。</p> <p>三 公民館その他の社会教育施設の設置及び運営についての指導及び助言に関する」と。</p> <p>二 社会教育委員に関する」と。</p> <p>一 地域連携教育の推進に関する」と。</p> <p>二 社会教育委員に関する」と。</p> <p>一 地域連携教育の推進に関する」と。</p> <p>三 公民館その他の社会教育施設の設置及び運営についての指導及び助言に関する」と。</p> <p>四 家庭教育に関する」と。</p> <p>五 P・T・Aに関する」と。</p>	<p>一 社会教育主事の資格の認定に関する」と。</p> <p>二 成人教育に関する」と。</p> <p>三 女性教育に関する」と。</p> <p>四 青少年教育に関する」と。</p> <p>五 社会通信教育に関する」と。</p> <p>六 視聴覚教育（社会教育に限る。）に関する」と。</p> <p>七 生涯教育に関する」と。</p> <p>八 文化財の保護に関する」と。</p> <p>九 純砲刀剣類の登録に関する」と。</p> <p>十 ユネスコ活動に関する」と。</p> <p>十一 図書館、博物館、文書館、埋蔵文化財センター及び青少年自然の家に関する」と。</p> <p>十二 社会教育関係法人及び文化財関係法人に関する」と。</p> <p>十三 山口県文化財保護審議会に関する」と。</p> <p>十四 ユネスコ活動に関する」と。</p> <p>十五 図書館、博物館、文書館、埋蔵文化財センター及び青少年自然の家に関する」と。</p> <p>十六 社会教育関係法人及び文化財関係法人に関する」と。</p> <p>十七 山口県文化財保護審議会に関する」と。</p>

現 行

(略)

課財化文・育教会社	
<p>(新設)</p>	<p>一 社会教育委員に関する」と。</p> <p>二 社会教育主事の資格の認定に関する」と。</p> <p>三 公民館その他の社会教育施設の設置及び運営についての指導及び助言に関する」と。</p> <p>四 家庭教育に関する」と。</p> <p>五 P・T・Aに関する」と。</p> <p>六 家庭教育に関する」と。</p> <p>七 青少年教育に関する」と。</p> <p>八 P・T・Aに関する」と。</p> <p>九 社会通信教育に関する」と。</p> <p>十 視聴覚教育（社会教育に限る。）に関する」と。</p> <p>十一 生涯教育に関する」と。</p> <p>十二 文化財の保護に関する」と。</p> <p>十三 純砲刀剣類の登録に関する」と。</p> <p>十四 ユネスコ活動に関する」と。</p> <p>十五 図書館、博物館、文書館、埋蔵文化財センター及び青少年自然の家に関する」と。</p> <p>十六 社会教育関係法人及び文化財関係法人に関する」と。</p> <p>十七 山口県文化財保護審議会に関する」と。</p>

改 正 案

現 行

地域連携教育 推進室	
人権教育課	企画班 推進班
学校安全・ 体育課	学校安全管理班 こども元気づくり班 学校体 育班
人権教育課	企画班 推進班

第三節 課及び室の分掌事務

(課及び室の分掌事務)

第十二条 課及び室の分掌事務は次のとおりとする。

第三節 課及び室の分掌事務

(課及び室の分掌事務)

第十二条 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

課 室	
人権教育課	企画班 推進班
人権教育課	企画班 推進班
学校安全・ 体育課	学校安全管理班 こども元気づくり班 学校体 育班

課 室	
人権教育課	企画班 推進班
人権教育課	企画班 推進班
学校安全・ 体育課	学校安全管理班 こども元気づくり班 学校体 育班

- 一 県費負担教職員の任免及び人事評価に関すること。
- 二 市町立の小学校及び中学校の組織編成及び学校職員の定数の配分に関すること。
- 三 県費負担教職員の給与に関すること。
- 四 市町立の幼稚園、小学校及び中学校的教育課程、學習指導及び職業指導に関すること。
- 五 小学校及び中学校における教科書その他の教材の取り扱いに関すること。
- 六 市町立の幼稚園、小学校及び中学校的園長、校長、教員その他の学校職員の研修に関すること。
- 七 その他の市町立の幼稚園、小学校及び中学校に関すること(他の課の主管に属するものを除く)。
- 八 山口県教科用図書選定審議会に関すること。
- 九 やまぐち型地域連携教育の推進に関すること。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新旧対照表

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会行政組織規則

則

(昭和四十五年六月一日  
山口県教育委員会規則第十号)

第一条～第十条 (略)

第二節 分課

(課、室及び班)

第十一條 本庁に次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、これらの課にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課・室	班			
教育政策課	総務管理班	教育企画班	学校運営班	施設班
教職員課	調整班	人事企画班	人事班	学校管理班
義務教育課	福利・給付班	厚生班		
高校教育課	管理班	地域支援・人事班	指導班	
特別支援教育推進室	普通教育班	産業教育班	高校改革推進班	
文化財課	青少年教育班	文化財保護班	埋蔵文化財班	

第一条～第十条 (略)

第二節 分課

(課、室及び班)

第十一條 本庁に次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、これらの課にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課・室	班			
教育政策課	総務管理班	教育企画班	学校運営班	施設班
教職員課	調整班	人事企画班	人事班	学校管理班
義務教育課	福利・給付班	厚生班		
高校教育課	管理班	地域支援・人事班	指導班	やまぐち型地域連携教育推進班
特別支援教育推進室	普通教育班	産業教育班	高校改革推進班	
文化財課	青少年教育班	埋蔵文化財班	家庭・地域教育班	文化財保護班

## 山口県教育委員会行政組織規則の一部改正について

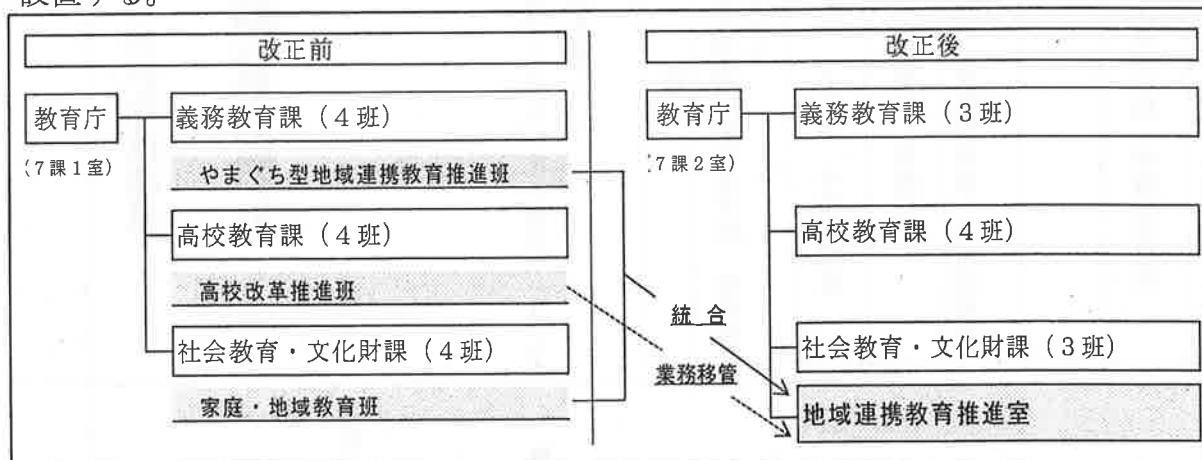
### 1 改正の概要

#### 組織改編に伴う改正

令和2年度教育委員会行政組織の改編に伴う所要の改正を行う。

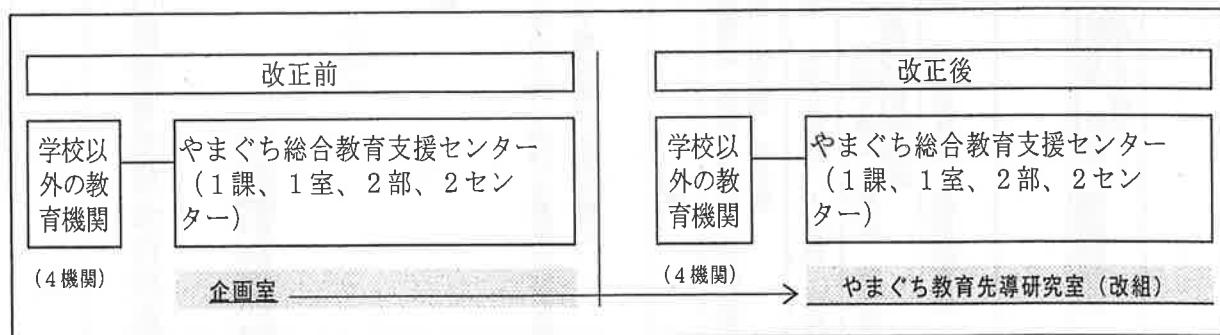
##### (1) 地域連携教育推進室の設置

本県がこれまで推進してきた地域連携教育の取組を一層充実させるため、義務教育課やまぐち型地域連携教育推進班と社会教育・文化財課家庭・地域教育班を統合するとともに、高校教育課高校改革推進班から地域連携教育の取組に関連する業務を移管し、新たに地域連携教育の推進の核となる「地域連携教育推進室」を設置する。



##### (2) やまぐち教育先導研究室の設置

Society5.0などの新たな時代を見据えた最先端の教育を研究し、本県の教育を先導していく取組を実施していくため、やまぐち総合教育支援センター企画室を「やまぐち教育先導研究室」に改組する。



### 2 施行日

令和2年4月1日

議案第3号

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和34年山口県教育委員会訓令第1号）  
の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和2年（2020年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会訓令第 号

中 一 般

各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会教育・文化財課の項の次に次のように加える。

地域連携教育推進室

教

地

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

		改 正 案			
		現 行			
学校安全・体育課	人権教育課	地域連携教育推進室	社会教育・文化財課	特別支援教育推進室	高校教員課
教 安	教 育	教 育	教 育	教 育	教 職員
体 人	人 地	地 文	文 特	高 義	職 政
学校安全・体育課	人権教育課	地域連携教育推進室	社会教育・文化財課	特別支援教育推進室	高校教員課
教 安	教 育	教 育	教 育	教 育	教 職員
体 人	人 文	地 文	文 特	高 義	職 政
学校安全・体育課	人権教育課	地域連携教育推進室	社会教育・文化財課	特別支援教育推進室	高校教員課
教 安	教 育	教 育	教 育	教 育	教 職員
体 人	人 文	地 文	文 特	高 義	職 政

文書及び電子文書の記号

別表第二(第八条関係)  
(略)

(昭和三十四年三月三十日  
山口県教育委員会訓令第一号)

文書及び電子文書の記号

別表第二(第八条関係)  
(略)

(昭和三十四年三月三十日  
山口県教育委員会訓令第一号)

## 議案第3号参考資料

### 山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部改正について

#### 1 改正の趣旨

令和2年度教育委員会組織改編により、新たに地域連携教育推進室を設置することに伴う所要の改正

#### 2 改正の内容

規程別表第2の文書記号について、「地域連携教育推進室」の項を加える。

文書及び電子文書の記号の追加

改 正 後	
課 名	地 域 連 携 教 育 推 進 室
記 号	教 地

#### 3 施行日

令和2年4月1日

議案第4号

山口県教育委員会健康管理規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会健康管理規程（平成5年山口県教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和2年（2020年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会訓令第  
号

府 中 一 般

各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部  
を次のように改正する。

第二条第三号中「、特別支援教育推進室」を「特別支援教育推進室、社会教育・文化  
財課にあつては地域連携教育推進室」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○山口県教育委員会職員健康管理規程</p> <p>(平成五年三月三十一日 山口県教育委員会訓令第一号)</p>	<p>○山口県教育委員会職員健康管理規程</p> <p>(平成五年三月三十一日 山口県教育委員会訓令第一号)</p>
<p>第一条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>一～二 (略)</p> <p>三 所属所 組織規則第十一條に規定する課（高校教育課にあつては特別支援教育推進室、社会教育・文化財課にあつては地域連携教育推進室を含む。以下「課」という。）及び教育機関をいう。</p>	<p>一～二 (略)</p> <p>三 所属所 組織規則第十一條に規定する課（高校教育課にあつては特別支援教育推進室を含む。以下「課」という。）及び教育機関をいう。</p>
<p>四 (略)</p> <p>第三条～第二十八条 (略)</p>	<p>四 (略)</p> <p>第三条～第二十八条 (略)</p>

## 議案第4号参考資料

### 山口県教育委員会職員健康管理規程の一部改正について

#### 1 改正の趣旨

令和2年度教育委員会組織改編により、新たに地域連携教育推進室を設置することに伴う所要の改正

#### 2 改正の内容

規程第2条第3号に規定する所属所について、「地域連携教育推進室」を加える。

現所属の意義の改正

	改正前	改正後
現所属	組織規則第十一条に規定する課（高校教育課にあっては特別支援教育推進室を含む。以下「課」という。）及び教育機関をいう。	組織規則第十一条に規定する課（高校教育課にあっては特別支援教育推進室、社会教育・文化財課にあっては地域連携教育推進室を含む。以下「課」という。）及び教育機関をいう。

#### 2 施行日

令和2年4月1日

議案第5号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和2年（2020年）3月23日

山口県教育委員会

号)に定める在校等時間をいう。)から公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第六条第三項各号に掲げる日(代休日が指定された休日を除く。)以外の日における正規の勤務時間を除いた時間(次項において「時間外在校等時間」という。)は、上限時間(一箇月について四十五時間、一年について三百六十時間をいう。次項において同じ。)を超えない範囲内とする。

2 通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に上限時間を超えて業務に従事させる必要がある教育職員の時間外在校等時間については、前項の規定にかかわらず、一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間を超えない範囲内とする。この場合における当該教育職員の時間外在校等時間は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 一箇月について四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えないこと。

二 一年を一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えないこと。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「並びに第三条から前条まで」を「、第三条から第六条まで、第八条並びに前条」  
に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の  
一条を加える。

（時間外在校等時間）

第七条 教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育  
委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一

改 正 案

現 行

(年次有給休暇)

**第八条** 校長は、学校職員から条例第十二条第三項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるとときは、他の時期に与えることができる。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認)

**第九条** 条例第十九条の規定による承認は、校長が行うものとする。

(船員に関する読み替え)

**第十条** 船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定の適用を受ける学校職員について第二条第一項及び第三項、第三条から第六条まで、第八条並びに前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「校長」とあるのは、「船長」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇)

**第七条** 校長は、学校職員から条例第十二条第三項の規定による年次有給休暇の請求があつた場合において、その時期に年次有給休暇を与えることが校務の運営に支障があると認めるとときは、「他の時期に与えることができる」こととする。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認)

**第八条** 条例第十九条の規定による承認は、「校長が行うものとする」。

(船員に関する読み替え)

**第九条** 船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定の適用を受ける学校職員について第二条第一項及び第三項並びに第三条から第六条まで、第八条並びに前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「校長」とあるのは、「船長」と読み替えるものとする。

改 正 案

2

通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時に上限時間を超えて業務に従事させる必要がある教育職員の時間外在校等時間については、前項の規定にかかわらず、一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間を超えない範囲内とする。この場合における当該教育職員の時間外在校等時間は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 一箇月について四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えないこと。

二 一年を「一箇月」とに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えないこと。

現 行

改 正 案

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

昭和四十六年十二月二十五日  
山口県教育委員会規則第十一号

第一条～第六条 (略)

(時間外在校等時間)

第七条 教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）に定める在校等時間をいう。）から公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された休日を除く。）以外の日における正規の勤務時間を除いた時間（次項において「時間外在校等時間」という。）は、上限時間（一箇月について四十五時間、一年について三百六十時間をいう。次項において同じ。）を超えない範囲内とする。

第一条～第六条 (略)

(追加)

○山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則  
〔昭和四十六年十二月二十五日  
山口県教育委員会規則第十一号〕

現 行

## 議案第5号参考資料

### 山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則

#### 1 改正の趣旨

「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、所要の規定整備を行うもの。

#### 2 改正の内容

「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」において、教育委員会は、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために措置を行うものとされた。

このため、教育職員の時間外在校等時間の上限時間を定め、これを超えない範囲内で教育職員の業務の量の適切な管理等を行うもの。

- ・時間外在校等時間の上限時間は、1箇月について45時間、1年について360時間を超えない範囲内とする。
- ・通常予見すことのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に上限時間を超えて業務に従事させる必要がある場合には、上記に関わらず、1箇月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内とする。

#### 3 施行期日

令和2年4月1日



議案第6号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和32年山口県教育委員会規則第2号）  
の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和2年（2020年）3月23日

山口県教育委員会

「総合的な探究の時間									
自立活動									

昭和第1回議事中

「総合的な探究の時間									
自立活動									

「総合的な探究の時間									
自立活動									

### 附 記

以上の規則は、令和1年四月一日から施行する。

に改める。

」を

に改める。


高等部普通科は、定員を定めない。  
高等部産業科は、令和2年度から生徒募集を停止する。

### 三編集 | 中学校

総合的な探究の時間						
自立活動						

総合的な探究の時間						
自立活動						

に改め、

」を

### 四編集 | 中学校

総合的な探究の時間						
総合的な探究の時間						

」を

山口県立岩国総合支援学校	岩 国 市	本 校		6	3	普通科	3	—			高等部普通科は、定員を定めない。	
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本 校		6	3	普通科	3	—			高等部普通科は、定員を定めない。 高等部産業科は、令和2年度から生徒募集を停止する。	
山口県立周南総合支援学校	周 南 市	本 校		6	3	普通科	3	—			高等部普通科は、定員を定めない。	
山口県立徳山総合支援学校	周 南 市	本 校		6	3	普通科	3	—			高等部普通科は、定員を定めない。	
山口県立防府総合支援学校	防 府 市	本 校		6	3	普通科	3	—			高等部普通科は、定員を定めない。	
山口県立山口南総合支援学校	山 口 市	本 校	3	25	6	3	普通科	3	—		高等部普通科は、定員を定めない。	
山口県立山口総合支援学校	山 口 市	本 校	みほり分校	6	3	普通科	3	—			高等部普通科は、定員を定めない。	
山口県立宇部総合支援学校	宇 部 市	本 校		6	3	普通科	3	—			高等部普通科は、定員を定めない。	
山口県立下関南総合支援学校	下 関 市	本 校	3	15	6	3	普通科	3	—	保健理療科	3 8	高等部普通科は、定員を定めない。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を以て公布する。

令和二年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 一號

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和二十一一年山口県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立田布施農工専門学校の項中

食品科	3	30
学科		
環境土木科	3	—

「  
〔  
食品科 3 30  
学科  
環境土木科  
〕」  
に改め、「全日制課程

を

の項を削り、別表山口県立萩高等学校の項中

普通科	3	100
理数科	3	—

を  
〔  
普通科 3 100  
〕に改め、「全日制課程理数科は、

平成30年度から生徒募集を停止する。」を削り、別表の4の表山口県立若狭総合支援学校の項から山口県立萩総合支援学校の項を削り次のよう改める。  
校の項を削り次のよう改める。

新旧対照表

改 正 案

第2号様式(第5条関係) (平15教委規則10・全改、平25教委規則7・平30教委規則10・令元教  
委規則11・一部改正)

教育課程実施報告書

年 月 日

山口県教育委員会様

学校長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第2項の規定  
により報告します。

記

教育課程実施結果の概況	本校又は分校の別		全日制、定時制 又は通信制の別	学 科	生 徒 数		
	分校の名称				男	女	計
学 年	1	2	3	4	男	女	人
類 型	男	女	男	女	男	女	人
学 级 数	男	女	男	女	男	女	人
実施単位 ・時数	単位	時数	単位	時数	単位	時数	単位
教科・科目等	男	女	男	女	男	女	人
各学 科に 共通 する 各教 科・ 科目							
主と して 専門 学科 に開 設さ れる 各教 科・ 科目							
総合的な学習の時間							
総合的な研究の時間							
自立活動							
単位 整合 計							
特 別 活 動	六一ムル一ムの 実施 遅時数						
寒 带 の 大 要	ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事						
学 校 行 事	儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事						
主 要 行 事 名 及 び 実 施 月 日	文化的行事 健康安全・体育的行事						

- 注 1 「教育課程実施結果の概況」欄は、実施結果の反省点、問題点等を記入すること。  
 2 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜  
補正して使用すること。  
 3 「時数」欄は、平均時数を記入すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

新旧対照表

現 行

第2号様式(第5条関係) (平15教委規則10・全改、平25教委規則7・平30教委規則10・令元教  
委規則11・一部改正)

教育課程実施報告書

年・月・日

山口県教育委員会 様

学校長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第6条第2項の規定  
により報告します。

記

教育課程実施結果の概況	本校又は分校の別 分校の名称	全日制、定時制 又は通信制の別		学 科	生 徒 数		
		男	女		男	女	計
各学 科に 共通 する 各教 科・ 科目	学 年 類 型	1 男 人 女 人	2 男 人 女 人	3 男 人 女 人	4 男 人 女 人	男 人 女 人	男 人 女 人
	学級 數	男 人 人 人 人 人	男 人 人 人 人 人	男 人 人 人 人 人	男 人 人 人 人 人	男 人 人 人 人 人	男 人 人 人 人 人
	実施単位 ・科目等	単位 時数	単位 時数	単位 時数	単位 時数	単位 時数	単位 時数
各学 科に 共通 する 各教 科・ 科目	主と して 専門 学科 に開 設さ れる 各教 科・ 科目						
総合的 な学習の時間							
総合的 な探究の時間							
単位 数 合 計							
特 別 活 動	本 一 ム 一 ム の 時 数						
実 施 の 大 要	ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事						
学 校 行 事 (主 要 行 事 名 及 び 実 施 月 日)	體式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事			旅行・集団宿泊的行事 勤労生産・奉仕的行事			

注 1 「教育課程実施結果の概況」欄は、実施結果の反省点、問題点等を記入すること。

2 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜  
補正して使用すること。

3 「時数」欄は、平均時数を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本画用規格A4とする。

新旧対照表

改 正 案

別紙

新入学生後教育課程

年 度  
学 校 名

教育課程達成上の基本的事項		本校又は分校の別		全日制、定時制 又は通信制の別		学 科	生 徒 数		
		分校の名 称					男	女	野
各学科に 共通する 各教科・ 科目									
主と して 専門 学科に 開設さ れる 各教科・ 科目									
総合的な学習の時間									
総合的な探究の時間									
自立活動									
単位数合計									
特別活動 指導計画の大要	ホームルームの週時数								
	ホームルーム活動 生徒会活動 学校行事等								

注:「類型」欄、「学年」欄、「学級数」欄及び「教科・科目等」欄は、学校の実情に応じ、適宜修正して使用すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

新旧対照表

現 行

別紙

新入学生従教育課程

年 度  
学 校 名

教育課程構成上の基本的事項	本校又は分校の別		全日制、定時制 又は通学制の別	学 科	生 徒 数		
	分校の名 称				男	女	計
各学科に共通する各教科・科目							
主として専門学科に開設される各教科・科目							
総合的な学習の時間							
総合的な探求の時間							
単位数：合計							
特別活動	ホームルームの週時数			ホームルーム活動			
				生徒会活動			
				学校行事			

注、「類型」欄、「学年」欄、「学級数」欄及び「教科・科目等」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

新旧対照表

改 正 案

別記

第1号様式（第5条関係）（平15教委規則10・全改、平25教委規則7・平30教委規則10・令元教  
委規則11・一部改正）

教育課程編成届

年月日

山口県教育委員会様

学校長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したいので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

教育課程編成上の基本的事項	本校又は分校の割		全日制、定時制 又は通学制の別	学 科	生 徒 数		
	分校の名称				男	女	計
学年	1	2	3	4			
性別	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人
類型							
学級数	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人
教科・科目等	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人
各学 科に 共通 する 名教 科・ 科目							
主と して 専門 学科 に関 連さ れる 名教 科・ 科目							
総合的な学習の時間							
総合的な探究の時間							
自立活動							
単位数合計							
特別活動	ホームルームの数						
	指導計画の大 きさ	ホームルーム活動 生徒会活動 学級行等					
	学級行等 〔主要行等名及び 実施予定期月日〕	儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事		旅行・集団宿泊的行事 労働生産・奉仕的行事			

注 1 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学技の実情に応じ、適宜  
補正して使用すること。

2 新入学生待教育課程(別紙)を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

新旧対照表

現 行

別記

第1号様式（第5条関係）（平15教委規則10・全改、平25教委規則7・平30教委規則10・令元教委規則11・一部改正）

教育課程編成届

年月日

山口県教育委員会様

学校長

下記のとおり 年度の教育課程を実施したいので、山口県立高等学校等の管理に関する規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

教育課程編成上の基本的事項	本校又は分校の別		全日制、定時制 又は通夜制の別	学 科	生 徒 数				
					男	女	計		
	分校の名称								
学年	1	2	3	4					
類型	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人		
学級数	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女		
教科・科目等	人人	人人	人人	人人	人人	人人	人人		
各学科に共通する各教科・科目									
主として専門学科に開設される各教科・科目									
総合的な学習の時間									
総合的な探究の時間									
単位数合計									
特別活動	ホームルームの週数								
指導計画の大要		ホームルーム活動							
学校行事等		生徒会活動							
「主要行事名及び実施予定期」		学校行事等							
		儀式的行事							
		文化的行事							
		健康安全・体育的行事							
		旅行・集団宿泊的行事							
		勤労生産・奉仕的行事							

注 1 「学年」欄、「類型」欄、「学級数」欄、「教科・科目等」欄及び「特別活動」欄は、学校の実情に応じ、適宜補正して使用すること。

2 新入生用教育課程(別紙)を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本文部省規格A4とする。

改 正 案

別表

2~3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部					専攻科			備考
			保育年限	幼児収容定員			修業年限	修業年限	学科	修業年限	第1学生徒定員	学科	修業年限	第1学生徒定員	
山口県立岩国総合支援学校	岩国市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。 高等部産業科は、令和2年度から生徒募集を停止する。
							産業科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
							就業実践科	3	24						
山口県立周南総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
山口県立徳山総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
山口県立防府総合支援学校	防府市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
山口県立山口南総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
							産業情報科	3	8						高等部普通科は、定員を定めない。
							産業科	3	16						
山口県立山口総合支援学校	山口市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
		みほり分校			6	3									高等部普通科は、定員を定めない。
山口県立宇部総合支援学校	宇部市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
							産業科	3	8						高等部普通科は、定員を定めない。
山口県立下関総合支援学校	下関市	本校	3	15	6	3	普通科	3	二	理療科	3	8			高等部普通科は、定員を定めない。
							保健理療科	3	8	保健理療科	3	8			高等部普通科は、定員を定めない。
山口県立下関総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。 高等部産業科は、令和2年度から生徒募集を停止する。
							産業科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
							就業実践科	3	24						
山口県立豊浦総合支援学校	下關市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。
山口県立萩総合支援学校	萩市	本校			6	3	普通科	3	二						高等部普通科は、定員を定めない。

現 行

別表  
2~3 (略)

4 特別支援学校編制表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	幼稚部		小学部	中学部	高等部					備考	
			保育年限	幼児収容定員	修業年限	修業年限	学科	修業年限	第1学年生徒定員	専攻科			
										学科	修業年限	第1学年生徒定員	
山口県立岩国総合支援学校	岩国市	本校			6	3	普通科	3	22				
山口県立田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町	本校			6	3	普通科	3	46				
							産業科	3	16				
山口県立周南総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	28				
山口県立鏡山総合支援学校	周南市	本校			6	3	普通科	3	30				
山口県立防府総合支援学校	防府市	本校			6	3	普通科	3	38				
山口県立山口南総合支援学校	山口市	本校	3	25	6	3	普通科	3	33				
							産業情報科	3	8				
							商業科	3	24				
山口県立山口総合支援学校	山口市	本校			6	3	普通科	3	36				
		みほり分校			6	3							
山口県立宇部総合支援学校	宇部市	本校			6	3	普通科	3	60				
							産業科	3	8				
山口県立下関南総合支援学校	下関市	本校	3	15	6	3	普通科	3	22	理療科	3	8	
							保健理療科	3	8	保健理療科	3	8	
山口県立下関総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	33				
							産業科	3	8				
山口県立豊浦総合支援学校	下関市	本校			6	3	普通科	3	30				
山口県立萩総合支援学校	萩市	本校			6	3	普通科	3	22				

## 改 正 案

別表（第2条関係）

### 1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又 は分校 の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程			専攻科			備考
			学科	修業年 限	第1学 年生徒 定員	昼夜 の別	学科	修業年 限	第1学 年生徒 定員	学科	修業年 限	第1学 年生徒 定員	学科	修業年 限	

(略) 周防大島～熊毛南

山口県立田布施農工高等学校	熊毛郡田布施町	本 校	生物生 産科	3	30										
			食品科 学科	3	30										
			都市緑 地科	3	30										
			機械制 御科	3	30										

(略) 光～下関西

山口県立下関南高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	140										
山口県立下関北高等学校	下 関 市	木 校	普通科	3	105										

(略) 下関双葉～大津緑洋

山口県立萩高等学校	萩 市	本 校	普通科	3	100										
			人文社 会科学 科	3	20										
			自然科 学科	3	20										
			奈古分 校	総合学 科	3	30									

(略)

# 現 行

別表（第2条関係）

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又 は分校 の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程			専攻科			備考
			学科	修業年 限	第1学 年生徒 定員	昼夜 の別	学科	修業年 限	第1学 年生徒 定員	学科	修業年 限	第1学 年生徒 定員	学科	修業年 限	第1学 年生徒 定員

(略) 周防大島～熊毛南

山口県立田布施農工高等学校	熊毛郡田布施町	本 校	生物生 産科	3	30 36										
			食品科 学生科	3	30 36										
			環境土 木科	3	二										
			都市緑 地科	3	30 36										
			機械制 御科	3	30 36										

(略) 光～下関西

山口県立下関南高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	140										
山口県立豊高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	二										全日制課程普通科 は、平成30年度から生徒募集を停止する。
山口県立春北高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	二										全日制課程普通科 は、平成30年度から生徒募集を停止する。
山口県立下関北高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	105										

(略) 下関双葉～大津緑洋

山口県立萩高等学校	萩 市	本 校	普通科	3	100										
			理数科	3	二										
			人文社 会科学科	3	20										
			自然科 学科	3	20										
			奈古分 校	3	30										全日制課程理数科 は、平成30年度から生徒募集を停止する。

(略)

## 議案第6号参考資料

### 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

#### 1 改正の理由

- (1) 平成30年4月に下関北高等学校を開校して、響高等学校及び豊北高等学校を募集停止したことに伴い、令和元年度末をもって響高等学校及び豊北高等学校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため。
- (2) 平成30年4月に田布施農工高等学校環境土木科及び萩高等学校理数科を学科改編し、募集停止したことに伴い、令和元年度末をもって同科の在籍者がいなくなり、同科が廃止となるため。
- (3) 特別支援学校高等部入学定員発表の早期化を図るため、高等部普通科の定員を定めないことに変更するため。
- (4) 令和2年4月に田布施総合支援学校、下関総合支援学校の高等部産業科を高等部就業実践科に学科改編し、募集停止するため。
- (5) 平成28年12月の学校教育法施行規則及び文部科学省告示の一部改正を受け、高等学校等における「通級による指導」を教育課程に位置付けることに伴い、関連する様式を変更するため。

#### 2 概要

- (1) 別表の1の表山口県立響高等学校の項及び山口県立豊北高等学校の項を削除する。
- (2) 別表の1の表山口県立田布施農工高等学校の項のうち環境土木科を、山口県立萩高等学校の項のうち理数科を削除する。
- (3) 別表の4の表山口県立岩国総合支援学校から山口県立萩総合支援学校の項までを「高等部普通科は、定員を定めない。」とし、山口県立山口南総合支援学校高等部産業科の定員を変更する。
- (4) 別表の4の表山口県立田布施総合支援学校の項及び山口県立下関総合支援学校の項に「就業実践科」を加え、産業科の募集を停止する。
- (5) 別記第一号様式、同様式の別紙及び別記第二号様式に「自立活動」の項目を加える。

#### 3 施行期日

令和2年4月1日

## 報告事項

番号	件名	主管課
1	令和3年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱について	教職員課
2	防府総合支援学校の寄宿舎の閉舎について	特別支援教育推進室

# 報告事項 1

## 令和3年度(2021年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

### 1 目的

この選考試験は、令和3年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施するものです。

### 2 選考区分、志願区分（校種等）及び教科（科目等）

選考区分	志願区分（校種等）	教科（科目等）
一般選考	小学校	
	中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語（英語）
	高等学校	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術（音楽、美術、書道）、外国語（英語）、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉 高等学校の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。
	特別支援学校	小学校部
		中学部
		高等部
	養護教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語（英語） 高等部の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。
障害者を対象とした選考		全ての志願区分（校種等）の教科（科目等）
教職大学院修了見込者特別選考		全ての志願区分（校種等）の教科（科目等）
社会人特別選考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科（科目等）
スポーツ・芸術特別選考		中学校の保健体育、音楽、美術 高等学校の保健体育、芸術（音楽、美術、書道）
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考		小学校
博士号取得者特別選考		高等学校の理科
看護科・理療科教諭特別選考		高等学校の看護、特別支援学校高等部の理療

### 3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分（校種等）に限り志願できます。

中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部にあっては、一つの教科（科目等）に限り志願できます。

ただし、以下の1～10に示す組合せについては併願が可能です。（いずれか一つの組合せに限ります。）  
なお、4～10については、第1志願と第2志願を逆にした組合せによる併願も可能です。

選考区分	第1志願	第2志願
1 一般選考	中学校	小学校
2 一般選考	特別支援学校小学部	小学校
3 一般選考	特別支援学校中学部	小学校
4 一般選考	中学校音楽	特別支援学校中学部音楽
5 一般選考	中学校美術	特別支援学校中学部美術
6 一般選考	高等学校芸術（音楽）	特別支援学校高等部芸術（音楽）
7 一般選考	高等学校芸術（美術）	特別支援学校高等部芸術（美術）
8 スポーツ・芸術特別選考	中学校保健体育	高等学校保健体育
9 スポーツ・芸術特別選考	中学校音楽	高等学校芸術（音楽）
10 スポーツ・芸術特別選考	中学校美術	高等学校芸術（美術）

【注】第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bで出願する者は併願できません。

### 4 受験資格

各選考区分及び志願区分（校種等）について、次に示す（1）～（4）に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格の各要件の全てを満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分（校種等）の受験資格をよく確認してください。

#### （1）欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

#### （2）受験年齢について

昭和46年4月2日以降に生まれた者

※ 第一次試験免除者Aにあってはこの限りではありません。

### (3) 教員免許状について

受験する校種・教科等の教育職員普通免許状を所有している者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者

- ただし、次の志願区分（校種等）及び教科（科目等）については、それぞれに掲げる要件も満たす者
- ア 小学校を第二志願とする者は、各相当の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状が必要です。
  - イ 高等学校の芸術（書道）を志願する者は、書道の普通免許状に加え、高等学校教諭の国語の普通免許状が必要です。
  - ウ 高等学校の情報学を志願する者は、情報の普通免許状に加え、高等学校教諭の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。
  - エ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者（併願も含む。）は、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。
  - オ 社会人特別選考における高等学校の工業若しくは水産又は看護科・理療科教諭特別選考を志願する者については、各相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。この場合、採用候補者名簿登載予定者の通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

### (4) その他

各選考区分における要件に該当する者

#### ア 障害者を対象とした選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

#### イ 教職大学院修了見込者特別選考

現に（出願時点で）教職大学院に在籍し、令和3年3月31日までに教職大学院を修了見込みの者

#### ウ 社会人特別選考

次の①～③のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

- ① 現に（出願時点で）民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科（科目等）に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの  
なお、高等学校の工業又は水産を志願する者については、各相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（3）のオ参照）
- ② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの
- ③ 過去5年間（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）に、国公立の青少年教育施設（青少年自然の家等）において、通算2年以上勤務した経験を有する者（非常勤を除く。）

#### エ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以後、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成27年4月1日以降のものに限る。

##### □ スポーツ分野（※）

- ① オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者
- ② 日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者（ただし団体戦の場合には、正選手であった者）又はその者を指導育成した実績を有する者

※ スポーツ分野の対象種目  
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球、トライアスロン

##### □ 芸術分野

- ③ 國際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者
- ④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

#### オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

令和元年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

#### カ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

#### キ 看護科・理療科教諭特別選考

相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（3）のオ参照）

## 5 選考試験の試験項目

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 特別支援教育専門【注2】 実技【注3】 集団面接	適性検査 個人面接
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 実技【注3】 集団面接	集団面接
教職大学院修了見込者特別選考 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	教科専門 実技【注3】	小論文
スポーツ・芸術特別選考 看護科・理療科教諭特別選考	個人面接 集団面接	実技【注4】

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。

なお、特別支援学校を第二志願とする者についても実施します。

【注3】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科（科目等）及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校又は特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。

なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

## 6 試験の一部免除

次の免除者のいずれかに該当するものが申請した場合、試験の一部を免除します。

第一次試験免除者 A	<p>○昨年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者の中、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>令和2年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者の中、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（令和2年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する場合に限ります。）。</p>
第一次試験免除者 B	<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。</p> <p>① 現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）</p> <p>② 他の都道府県において、令和2年3月31日現在、継続して3年以上の国公立学校の勤務経験（出願する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験であること。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有する者</p> <p>③ ②の勤務経験と同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願する者</p>
教職専門免除者 A	<p>○「第一次試験免除者 B」以外の、他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）については、第一次試験の教職専門を免除します。</p>
教職専門免除者 B	<p>○山口県内の国公立学校における臨時の任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>次の①～③のいずれかに掲げる者として、過去3年間（平成29年4月1日から令和2年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、第一次試験の教職専門を免除します。</p> <p>① 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時の任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時の任用教員又は非常勤講師</p> <p>③ 山口大学教育学部附属学校（小学校、中学校及び特別支援学校）の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時の任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。）</p> <p>ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時の任用教員と非常勤講師の両方の勤務経験を有するものの月数は、臨時の任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定に当たっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とします。</p>

## 7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

### （1）発表日（配布開始日）

令和2年5月12日（火）予定

### （2）配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

### （3）郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。

封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し  
140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。  
なお、同時に2部請求する場合は70円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。  
請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（☎ 083-933-4550）

## 8 志願書類の受付等

### （1）受付窓口（提出先）

山口県教育庁教職員課（山口市滝町1番1号 山口県庁14階）

### （2）受付期間

令和2年5月13日（水）～6月1日（月）

### （3）出願時の留意事項

#### （持参する場合）

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。ただし土日は除きます。

#### （郵送する場合）

令和2年6月1日（月）の消印のものまで受け付けます。

#### （インターネットによる場合）

一般選考（一部を除く。）及び山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に限り、出願ができます。

なお、令和2年5月13日（水）午前9時～5月25日（月）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。

### （4）障害等のある志願者への配慮

障害等のある志願者で、受験上の配慮や採用後の配慮を希望する場合は、志願書に記載するとともに、出願時に申し出てください。

受験上の配慮例：車椅子の使用、試験時間の延長、実技試験の免除 等

採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修 等

## 9 選考試験の期日及び会場

### （1）第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期日	令和2年7月11日（土）、12日（日）
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校 [東京会場] 東京海洋大学越中島キャンパス（東京都江東区）【注1】 [関西会場] 兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス（神戸市）【注2】

【注1】東京会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考 （小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、水産、福祉））
- 教職大学院修了見込者特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））
- 社会人特別選考 （東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
- 博士号取得者特別選考

【注2】関西会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考 （小学校）
- 教職大学院修了見込者特別選考（小学校）
- 社会人特別選考 （小学校）
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

【注3】障害者を対象とした選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

## (2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者B

期日	小学校：令和2年8月22日（土）～25日（火） (予備日：8月29日（土）、30日（日）) 小学校以外の志願区分（校種等）：令和2年8月22日（土）、23日（日）
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 山口県立山口農業高等学校 ※[東京会場]、[関西会場]では実施しません。

### 10 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等

- 第一次試験の選考結果の発表は、令和2年8月4日（火）に行う予定です。
- 第二次試験の選考結果（採用候補者名簿登載予定者）の発表は、令和2年10月6日（火）に行う予定です。
- 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 「4 受験資格」に示す教員免許状等を取得する見込みの者が、令和3年3月31日までに免許状等を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 教員免許状を所有する者で、教員免許更新制に係る更新手続きを完了しなかった等により、「令和3年4月1日時点で有効な免許状」を所有できないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することがあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することができます。
- 令和3年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和5年度採用候補者名簿に登載します。
  - ・令和5年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること。
  - ・令和5年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。
- ※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 令和3年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和4年度採用候補者名簿に登載します。
  - ・令和4年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること。
  - ・令和4年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。
- ※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

### 11 主な変更点

#### <関西会場の新設>

新たに、関西地区においても試験を実施します。対象校種は小学校のみです。会場は兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス（神戸市）です。

#### <東京会場の変更>

東京会場の場所を、東京海洋大学越中島キャンパス（東京都江東区）に変更します。

#### <小学校受験者を対象とした英語資格等による加点>

小学校受験者を対象として、外国語教育に必要な英語力を評価するため、以下のとおり英語資格等を有する者を、第一次試験の教科専門（130点満点）の得点に加点します。ただし、加点は①～③のいずれか一つ（最大10点）とします。

- ① 中学校又は高等学校の外国語（英語）の普通免許状（試験実施年度末までの取得見込みを含む。）… 10点
- ② CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）B2相当以上※ … 10点
- ③ CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）B1相当※ … 5点

※ 対象となる資格・検定試験は、「英語4技能試験情報サイト」(<http://4skills.jp/>)の「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」に掲載されているもの及び「TOEIC L&R/S&W（4技能）」です。詳細は、山口県教職員課のウェブページに貼付している対照表で確認してください。

なお、令和4年度（令和3年度実施）採用候補者選考試験以降は、上記の英語資格等を有する者をより高く評価する場合があります。

### 12 その他

高等学校の水産については、3級海技士の海技免状を有し、5年以上の船舶に関する実務経験を有する場合、商船の普通免許状の取得が可能です。詳しくは、次頁の「試験についてのお問い合わせ先」に御連絡ください。

## 各資格・検定試験とCEFRとの対照表

文部科学省（平成30年3月）

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS 各級CEFR 算出範囲	TEAP 各試験CEFR 算出範囲	TEAP CBT	TOEFL iBT	TOEIC L&R/ TOEIC S&W
C2	230 (230)			3299 (3299)	1400 (3400)	8.0 9.0	400 800	120 95
C1	199 (190)			2600 (2630)	1350 1190 (1280)	7.0 6.5 5.5	375 374 309	1990 1845
B2	179 (170)			2599 (2599)	1349 1190 (1280)	6.5 7.0 5.5	795 795 600	1840 1560
B1	159 (150)			2299 (2299)	1189 960 (1080)	5.0 4.0 4.0	595 595 420	1555 1150
A2	139 (120)			1950 (1950)	959 690 (840)	224 135 135	415 235 235	1145 625
A1	119 (100)			1700 (1728)	689 270 (1400)			620 320
		各試験CEFR 算出範囲 (100)						

\*活用範囲の数値は、各試験におけるCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

○ 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄にに対応する能力を有していると認定できないことを意味する。

※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。

※ TOEIC L&R / TOEIC S&Wについては、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍にして合算したスコアで判定する。

※ 障害等のある受検生について、一部技能を免除する場合等があるが、そういう場合は、各資格・検定試験実施主体において公表予定。

## 防府総合支援学校の寄宿舎の閉舎について

教育庁特別支援教育推進室

### 1 経緯

- 平成27年度より新規入舎生はなく、平成29年度の入舎生の見込みが0人となつたことから、平成28年度末をもつて休舎の措置とした。

### 2 現状

- 平成29年度の休舎以降、入舎生がいない状況が3年継続しており、令和2年度の入舎希望もない。

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
入舎生数	11(2)	9(6)	15(5)	14(0)	5(0)	0(0) 休舎	0(0) 休舎	0(0) 休舎

※ ( ) は内数で、新規入舎生を示している。

### 3 今後の方針

- 防府総合支援学校寄宿舎を、令和元年度末をもつて閉舎とする。



